

任期制教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「大学教員任期法」という）第5条に基づき採用する教員（以下「任期制教員」という）について、必要な事項を定める。

(身分、組織、職名、任期及び再任の可否)

第2条 任期制教員の身分、組織、職名、任期及び再任の可否については、別表の通りとする。

2 任期制教員が任期中に退職する場合は、有期・短時間労働契約者就業規則の定めるところによる。

(公表)

第3条 この規程は、大学教員任期法第5条第4項の規定に基づき、学内外に公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(疑義の解明)

第5条 この規程に関し疑義が生じたときは、理事長がこれを決する。

(別表)

| 身分 | 組織 | 職名 | 任期 | 再任の可否 |
|--------------|----------------------------|-----------------------------|------|-------------------------------|
| 期間の定めのある常勤教員 | 短期大学 キャリア開発総合学科 保育学科 | 教授 准教授 講師 助教 助手 | 原則1年 | 可。 ただし、通算で10年 までの再任とする。 |
| 非常勤講師 | 短期大学 キャリア開発総合学科 保育学科 | 講師 | 1年以内 | 可。 ただし、通算で10年 までの再任とする。 |

付則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。